明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六三）　一

〔告　示〕
○保険業法第二百七十二条の二十六第一項第四号の規定により少額短期保険業者の業務の一部の停止を命じた件（金融庁四八）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一五八）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三二七～一三三二）　二
○保安施設地区の指定をする件（同一三三三）　二
○高速自動車国道に関する件（国土交通八四一）　三
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二七）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二〇三～二〇五）　四
○道路に関する件（東北地方整備局八三、八四）　五

〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
人事院　宮内庁　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
法　務　七
公証人任免（法務省）　七
産　業　七
日本産業規格（経済産業省）　七
国家試験　七
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
〔公　告〕　八
諸事項
官庁
国営土地改良事業の工事完了関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　二六

省令

○国土交通省令第六十三号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十六条の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十二日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地下に設ける通路の占用の場所及び構造）	（地下に設ける通路の占用の場所及び構造）
第四条の四の三　通路でその全部又は出入口以外の部分が地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。）に設けられるもの（以下この条において「地下通路」という。）の占用の場所は、次の各号に掲げるところによるものとする。	**第四条の四の三**　通路でその全部又は出入口以外の部分が地下（トンネルの上又は高架の道路の路面下の道路がない区域の地下を除く。）に設けられるもの（以下この条において「地下通路」という。）の占用の場所は、次の各号に掲げるところによるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　地下通路の頂部と路面との距離は、三・五メートル（公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては、一・五メートル）を超えていること。	三　地下通路の頂部と路面との距離は、三・五メートル（公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては、二・五メートル）を超えていること。
2　（略）	2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。